

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会 定款施行細則

第1章 学術大会

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会（以下「本法人」という。）は、定款第4条および第33条の定めにより、毎年1回学術大会を開催する。

第2章 機関誌等

第2条 本法人は、定款第4条の定めにより、日本口腔リハビリテーション学会雑誌（以下「学会誌」という。）を発行し、会員に配付する。

第3条 学会誌の編集等については、雑誌編集査読委員会の定めるところによる。

第3章 会費

第4条 定款第7条に定める正会員ならびに準会員の入会金及び年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 入会金 2,000円
準会員 入会金 1,000円
- (2) 正会員 年会費 10,000円
準会員 年会費 3,000円

第5条 定款第7条に定める賛助会員の入会金及び年会費は、別に定める。

第4章 代議員の選出

第6条 定款第5条に定めるもののほか、代議員の選出に必要な事項は、この細則による。

第7条 代議員は、原則として3年以上本法人の正会員で、就任年の会計年度までの会費を完納している者とする。

第8条 代議員は、理事会の推薦により正会員の中から選出し、社員総会で選任する。

第9条 代議員選出の管理執行に関する業務は、代議員選挙管理委員会が行う。

第10条 代議員選出に関する事務は、本学会事務局において行う。

第11条 この細則に定めるもののほか、代議員の選出に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第5章 役員の選任

第12条 定款第21条に定める役員の選任については、定款第21条に定めるもののほか、この細則による。

第13条 理事候補者は、別に定めるところにより、代議員の中から選出する。

第14条 前条により選出された理事候補者は、定款第21条第1項の定めにより、候補者ごとに社員総会の決議によって選任する

第15条 監事は、別に定めるところにより、正会員又は名誉会員の中から候補者ごとに社員総会の決議によって選任する。

第16条 この細則に定めるもののほか、役員の選任に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第6章 委員会

第17条 本法人は、事業運営のため必要に応じ、理事会の議を経て委員会を置くことができる。

第18条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、理事会において理事又は代議員の中から選任し、理事長が委嘱する。

3 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会ごとに定める。

第7章 補 則

第19条 この細則に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第20条 この細則は、社員総会の決議に係わる事項を除き、理事会の議を経て、社員総会の決議により改正することができる。

附 則

1 この細則は、一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会の設立の登記の日から施行する。

1 この細則は、平成28年11月19日に改正し、平成29年9月1日より施行する。